



令和4年 1月28日(金)  
(2022年)

No. 15583 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆非専用品型間接侵害(特許法101条2号・5号)  
の主観的要件……………(1)

# 非専用品型間接侵害(特許法101条2号・5号)の主観的要件

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

- 1 特許法101条1号・2号・4号・5号  
特許法101条は、次のとおりである。

(侵害とみなす行為)

第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は  
専用実施権を侵害するものとみなす。

- 1 特許が物の発明についてされている場合  
において、業として、その物の生産にのみ用い

る物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等  
の申出をする行為

- 2 特許が物の発明についてされている場合  
において、その物の生産に用いる物(日本国内  
において広く一般に流通しているものを除  
く。)であってその発明による課題の解決に不  
可欠なものにつき、その発明が特許発明であ  
ること及びその物がその発明の実施に用いら

## YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: [yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp](mailto:yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp) URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>